

# 消費税法

## 本試験問題

〔第一問〕  
問1

A社は、家具製造業を営む3月末決算の内国法人であり、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となっている。適格請求書の交付に関して、(1)~(3)の間に答えなさい。

(1) 適格請求書発行事業者はどのような場合に適格請求書を交付しなければならないかについて、「課税資産の譲渡等」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。

〔第一問〕  
問1

A社は、家具製造業を営む3月末決算の内国法人であり、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となっている。適格請求書の交付に関して、(1)~(3)の間に答えなさい。

(1) 適格請求書発行事業者はどのような場合に適格請求書を交付しなければならないかについて、「課税資産の譲渡等」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。

〔第一問〕問1

(2) A社が令和5年11月に行った次のイ及びロの取引（取引の相手方は課税事業者と該当する。）に関して、消費税の課税関係及び適格請求書の交付の要否について、消費税法に沿って説明しなさい。なお、法令の適用に関して満たすべき要件がある場合には、その要件を全て満たしているものとする。

ロ A社は、家具販売業を営む外国法人C社（消費税法上の非居住者に該当する。）から依頼を受け、インターネット上のA社のホームページに、C社の販売商品の広告（C社が企画及び制作したものである。）を掲載し、C社から広告掲載料を受領した。

〔第一問〕問2

(2) 免税事業者であった課税期間中に国内において行った棚卸資産の課税仕入れについて、課税事業者となる課税期間中に当該課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合、消費税法第32条（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）の規定が適用されることはない。

〔第一問〕【問1及び問2に共通する計算に当たっての前提事項】

(3) 課税標準額に対する消費税額の計算は消費税法第45条第5項《消費税額の積上げ計算》の規定の適用を受けないものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算は消費税法施行令第46条第3項《課税仕入れに係る支払対価の合計額から戻す方法による消費税額の計算》の規定の適用を受けるものとする。

(4) 仕入に係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算は消費税法施行令第52条第1項《仕入れに係る対価返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとし、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算は同令第58条第1項《売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとする。

〔第一問〕問1(3)

ワ「寄付金」は、上記(3)ホの他勘定振替高1,260,160円と被災者へ無償提供するために購入した飲食用品714,960円の合計である。

## TAC予想問題

●直前対策補助問題 第1回〔第一問〕

問1

消費税法第2条に規定する「適格請求書発行事業者」、「課税資産の譲渡等」及び「課税仕入れ」の意義を述べた上で、次の(1)~(4)の間に答えなさい。

(1) 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に相手方（課税事業者に限る。）からの求めに応じて適格請求書を交付する義務があるが、事業の性質上一定の場合には、交付義務が免除されている。  
この場合において、当該適格請求書の交付が免除される課税資産の譲渡等の範囲等について簡潔に説明しなさい。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕問1

問1

(2) 適格請求書発行事業者が、適格請求書及び適格返還請求書の交付義務が課される場合（記載事項についても触れること）と、交付義務が課されない場合について、簡潔に述べなさい。  
なお、消費税法施行令第70条の9第2項《適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等》、適格簡易請求書の交付義務、誤りがあった場合、電磁的記録の提供、保存の義務については触れる必要はない。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕問2

問2

(4) 当社は、自社開発したアプリケーション（以下「アプリ」という。）をインターネットを介して利用させる事業を行っている内国法人であり、外国法人（国内に支店を有していない）に対してアプリを利用させたことにより対価を受領しました。  
このアプリ利用に係る取引について、消費税法の適用関係はどのようになりますか。

●実力完成答練 第4回〔第一問〕問1

問1

(2) 免税事業者であった事業者が課税事業者となった場合において、免税事業者であった課税期間の末日に保有する棚卸資産に係る消費税額の調整について述べなさい。

（注2）消費税法第32条「仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入税額控除の特例」及び消費税法第36条第3項「被相続人、被合併法人、分割法人が免税事業者であった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整」については考慮不要とする。

●直前対策補助問題 第1回〔第二問〕問1前提事項

10. 甲社は、課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額の計算に当たっては、消費税法施行令第62条第1項（課税標準額に対する消費税額の算出方法の特例）の規定は適用しないものとし、課税標準額に対する消費税額から控除する課税仕入れに係る消費税額の計算に当たっては、消費税法施行令第46条第3項（課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なることに区分して合計した金額に7.8/110又は6.24/108をそれぞれ乗じて算出する方法）の規定を適用するものとする。

また、仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算に当たっては、消費税法施行令第52条第1項（仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の特例）の規定は適用しないものとし、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算に当たっては、消費税法施行令第58条第1項（売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例）の規定は適用しないものとする。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕

(ウ) 「その他の販売費及び一般管理費」

5,600,000円（うち消費税額等363,636円）

上記金額には次の金額が含まれており、その他はすべて共通課税仕入れに該当するものである。

A 被災地に対して寄附をした現金 1,000,000円

B 被災地に対して寄附をするため購入をした飲料水、食料

3,240,000円（うち消費税額等240,000円）

なお、上記の飲料水及び食料は、甲社の通常の営業活動においては購入することがないものである。

<p>〔第二問〕問1【損益計算書に関する付記事項】カ</p> <p>ヘ その他 6,540,930円</p> <p>その他は、全て課税仕入れとなる金額で、全て共通課税仕入れに該当する。このうち適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れで、少額特例の適用対象とならないものが1,208,950円と少額特例の適用対象となるものが277,700円含まれている。</p>	<p>●実力完成答練 第4回〔第二問〕問1 2 (8)</p> <p>⑥ 諸経費 156,603,309円</p> <p>上記金額のうち、当課税期間に係る中間納付税額1,830,300円(国税)が含まれており、それ以外の金額で課税仕入れの対象となるものは34,345,088円(このうちには、課税仕入れに係る支払対価の額が10,000円未満であることから少額特例(注)の対象となる金額7,000円が含まれている。)である。</p> <p>(注) 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第53条の2に規定する「請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置」によるものである。</p>
<p>〔第二問〕問1 (3)</p> <p>ハ 「商品仕入高」の内訳は、次のとおりである。</p> <p>(イ) 新品のブランド品の仕入高 70,856,500円</p> <p>このうち、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れは、6,737,830円である。</p> <p>(ロ) 古物であるブランド品の買取高 73,437,760円</p> <p>このうち、適格請求書発行事業者以外の者からの買取りは、36,261,170円である。</p> <p>(ハ) 古物である金券の買取高 18,877,100円</p> <p>このうち、適格請求書発行事業者以外の者からの買取りは、13,213,970円である。</p>	<p>●全国公開模試〔第二問〕7ニ</p> <p>(イ) 和菓子の仕入高 13,902,083円(内税665,070円)</p> <p>店舗C及び店舗Dで販売している商品の国内の事業者からの仕入高であり、上記金額の内訳は、次のとおりである。なお、1回当たりの取引金額は全て税込1万円以上である。</p> <p>a 適格請求書発行事業者からの仕入高で適格請求書の交付を受けたもの 8,979,583円(内税665,070円)</p> <p>b 適格請求書発行事業者以外の事業者からの仕入高 4,687,500円</p> <p>c 適格請求書発行事業者からの仕入高で適格請求書の記載事項を満たさない請求書の交付を受けたもの 235,000円</p> <p>なお、A社には、仕入先が多数あるため、適格請求書の交付依頼は行わなかった。</p> <p>●直前予想答練〔第二問〕5(2)</p> <p>③ 「売上原価」の内容は、次のとおりである。</p> <p>ロ 「仕入高」14,842,334円の内訳は、次のとおりである。</p> <p>④ 国内の事業者からの商品の仕入高 8,923,334円(うち消費税額等811,212円)</p> <p>⑤ 包丁の製造業者に支払った包丁の製作請負に係る仕入高 3,747,000円(うち消費税額等340,636円)</p> <p>⑥ A社からの商品券の仕入高 2,172,000円</p>
<p>〔第二問〕問1【損益計算書に関する付記事項】</p> <p>タ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。</p> <p>(イ) 飲食料品自動販売機の販売手数料(販売数量に応じて支払われるもの。) 56,870円</p>	<p>●直前対策講義補助問題 第2回〔第二問〕問1(6)</p> <p>ハ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。</p> <p>(ロ) 飲料メーカーZ社が店舗前に設置している清涼飲料の自動販売機について、清涼飲料の販売数量に応じてZ社から收受している自動販売機の設置手数料収入 77,155円</p>
<p>〔第二問〕問2(8)</p> <p>ロ 「家事消費等」は、Xが家族とともに商品(飲食料品)を家事消費したものであり、当該商品の通常の販売価額は54,000円、製造原価は30,132円(うち課税仕入れからなる金額は24,678円)である。</p>	<p>●実力完成答練 第3回〔第二問〕問1(4)ホ</p> <p>C 甲が販売用として仕入れた商品を、家事のために使用したものの140,000円(上記Aに含まれている。)であるが、通常の販売価額180,000円である。</p>
<p>〔第二問〕問2【資料】</p> <p>(3) Xは、令和5年3月に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者として登録されている。なお、当該登録を受ける前においては免税事業者であった。</p>	<p>●実力完成答練 第4回〔第二問〕問2【計算にあたっての前提事項】</p> <p>(3) 甲は、令和5年9月30日までは継続して免税事業者であったが、令和5年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けて同日以後初めて消費税の課税事業者となった。</p>
<p>〔第二問〕問2(8)</p> <p>レ 「リース料」は、店舗の冷暖房設備のリース(令和4年12月に契約し引渡しを受けたもので、所有権移転外のファイナンス・リース取引であり税法上のリース取引に該当する。)に係るもの158,400円であり、残額は商品配送用の小型トラックのリース(平成6年1月に契約し引渡しを受けたもので、オペレーティング・リース取引に該当する。)である。なお、Xは、これらのリース料については、継続して賃貸借取引に係るものとして会計処理を行っており、その支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理を行っている。</p>	<p>●直前対策補助問題 第3回〔第二問〕(7)</p> <p>ワ 「賃借料」の内訳は、次のとおりである。</p> <p>(イ) 冷蔵ショーケースのリース料 409,200円</p> <p>店舗Bでワイン及び熟成肉の陳列に使用している冷蔵ショーケースのリース契約(令和5年3月1日契約及び引渡し、リース期間6年、リース料総額2,455,200円)に係る当課税期間分のリース料である。当該リース契約は所有権移転外ファイナンス・リース取引であり、税法上のリース取引に該当するものであるが、甲社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をし、当該リース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理を行っている。</p> <p>(ロ) パソコン及び複合機のリース料 607,200円</p> <p>本社において事務全般に使用しているパソコン及び複合機のリース契約(令和5年2月25日契約及び引渡し、リース期間3年、リース料総額1,821,600円)に係る当課税期間分のリース料である。当該リース契約はオペレーティング・リース取引に該当し、消費税法上の資産の貸付けとして取り扱われるものである。</p>
<p>〔第二問〕問2(8)ソ</p> <p>ソ 「支払手数料」には、次のものが含まれており、それ以外のものは共通課税仕入れに該当する。</p> <p>(イ) 上記(8)イロの売上高に係る売掛金の請求額と売上先からの入金額の差額(振込手数料相当額)を支払手数料として経理処理したものであるが、消費税法上は売上げに係る対価の返還等と処理することとするもの 23,760円</p>	<p>●直前対策テキスト 改正編P.32</p> <p>(4) 商品(クッキー)卸売高に係る売掛金回収時の振込手数料負担に係るもの 440円</p> <p>甲は、当期の丙社に対する売上げ(10,000円)の請求に対し、丙社から振込手数料相当額440円を減額した9,560円の支払いを受けている。</p> <p>なお、甲は当該440円を対価の返還等として処理することとしている。</p>